

## 《被扶養者として認定を受けるための必要書類一覧表》

■ 被扶養者になるためには、主として被保険者の収入によって生計維持されていることが必要です。

### 【年収の基準】

被扶養者の年収が130万円（月平均108,334円）未満であり、且つ、被保険者の収入の半分以下の収入でなければ被扶養者の認定はされません。（60歳以上または障害者の場合は年収基準が180万未満、月平均15万円未満の収入）収入にはパート・アルバイト等の給与総収入の他に事業収入、各種年金、失業給付、出産手当金、傷病手当金、事業収入等すべての収入を含みます。

提出書類		同居・別居の区別	被扶養者現況届 (注1参照)	年金受給者の方等の 年金受給通知書等の 写(注2参照)	送金の振込受領書等の 機関の証明(注8参照)	同居者全員の 記載のあるもの (注9参照)	市区町村長発行の 課税証明書、又は非課 税証明書(注9参照)	備考
区分								
同居していても認められる人	祖父母	同居	○	○			○	20歳～60歳未満の方は国民年金第3号被保険者届を提出
		別居	○	○	○	○	○	
	父母	同居	○	○		○	○	
		別居	○	○	○	○	○	
	夫	同居	○	○			○	
		別居	○	○	○	○	○	
	妻	同居	○	○			○	
		別居	○	○	○	○	○	
子	同居	○	○			○		
	別居	○	○	○	○	○		
兄弟姉妹または孫	同居	○	○		○	○		
	別居	○	○	○	○	○		
同居して認められない人	義父母	同居	○	○		○	○	
	甥・姪	同居	○	○		○	○	
	伯父	同居	○	○		○	○	
	伯母							

注1 「被扶養者現況届」には申請時の生計維持関係、年金、その他の収入の有無、扶養する理由を詳しく記入してください。（学生の場合、現況届の添付不要）

注2 年金受給者とは、老齢年金、遺族年金、障害年金などの各種年金を受け取っている人のことです。

注3 パート、アルバイト、その他収入のある場合は給与明細書の直近3カ月分の写しを添付してください。雇用形態の変更に伴い、収入減による扶養認定の場合は雇用契約書又は給与支払見込通知書（交通費を含む）を添付してください。

注4 高校生以下の同居の「子(学生)」の場合は被扶養者(異動)届の「扶養するようになった日またはしなくなった日とその理由」欄に「高校生」等を記入してください。（添付書類は不要）

注5 専門学校、短大、大学生等の場合は学生証の写し、または在学証明書の写しを添付してください。

注6 退職による場合は退職日の確認できるもの（離職票・喪失証明書等の写し）を添付してください。

注7 内縁による場合は生計維持の確認できるもの（続柄記載の住民票及び戸籍謄本）を添付してください。

注8 別居の場合は、被扶養者の収入が被保険者からの仕送り額より下回っていること。学生及び単身赴任者以外は別居家族生計維持関係申告書を添付してください。

注9 上記の添付書類がない場合（配偶者を除く）は、市区町村長発行の課税証明書、又は非課税証明書を添付してください。

## 【留意事項】

### 1. 扶養認定

扶養認定年月日は、添付資料等（収入・生計維持要件）を確認のうえ以下のとおり取扱います。

- (1) 資格取得届と同時に異動届が提出されたとき . . . . . 資格取得年月日
- (2) 出生のとき . . . . . 出生年月日
- (3) 婚姻のとき . . . . . 結婚年月日（1カ月以内に受付の場合）
- (4) 退職のとき . . . . . 退職日の翌日（1カ月以内に受付の場合）
- (5) 雇用形態の変更に伴う収入減少のとき . . . . . 雇用形態変更日（1カ月以内に受付の場合）
- (6) 上記以外のとき . . . . . 異動届の受付年月日

### 2. 扶養削除

扶養削除年月日は、添付資料等（収入・生計維持要件）を確認のうえ以下のとおり取扱います。

- (1) 就職のとき . . . . . 就職年月日
- (2) 死亡のとき . . . . . 死亡日の翌日
- (3) 離婚のとき . . . . . 離婚年月日
- (4) その他 . . . . . 生計維持関係が無くなった日

※ 原則として、事実発生日に遡及して削除します。

### 3. 出産手当金または傷病手当金の受給中の場合

各手当金の日額を年収に換算して130万円（日額3,612円）以上のときは、原則として各手当金の受給期間中は被扶養者の認定はされません。

### 4. 退職者の失業給付受給に係る取扱い

#### (1) 雇用保険基本手当を受給する者

失業給付待機期間中及び給付制限期間中の場合は扶養認定をしますが、雇用保険基本手当の日額が年収に換算して130万円（日額3,612円）以上のときは、原則として、雇用保険基本手当を受給中の被扶養者の認定はされません。

※ 待機期間中の扶養認定を希望される方は念書も併せて提出してください。

- ① 雇用保険受給資格者証の写し（表と裏）を添付してください。
- ② 失業保険の日額を年収に換算して130万円（60歳以上は180万円）以上の方は、失業保険の受給開始日をもって扶養削除となりますので、雇用保険受給資格者証の写し（表と裏）を添付し、「被扶養者（異動）届」及び「被保険者証（カード）」を速やかに提出してください。

#### (2) 雇用保険基本手当を受給満了した者

失業給付の受給終了日の翌日を扶養認定年月日としますので、雇用保険受給資格者証（支給終了印のあるもの）の写し（表と裏）を添付し、「被扶養者（異動）届」を提出してください。

なお、遡及認定は1カ月を限度とすることから、速やかに提出してください。

#### (3) 雇用保険を受給しない者

被扶養者現況届にその旨を記入してください。

### 5. 自営業の場合は、確定申告の写し及び収入内訳書の写しを添付してください。また、事業を廃止した場合は廃止届の写しを添付してください。

### 6. 外国人の場合には登録原票記載事項証明書（市町村発行）または在留カード等の書類を提出していただくことがあります。

### 7. 以上の他に特別に書類を提出していただくことがありますのでご了承ください。

※ **被扶養者（異動届）等への記載漏れや添付書類に不備がある場合は、健康保険被保険者証の発行が遅れますのでご注意ください。**

## 被扶養者に係る雇用保険の失業給付を受給する場合の取扱いについて

ご家族が離職され健康保険の扶養家族(扶養認定)に入れる場合は、以下の内容にご注意ください。

○被扶養者の認定基準として、年間収入が130万円未満(60歳以上または障害者の方は180万円未満)であることとされています。失業給付金を受給する場合、日額3,612円以上(60歳以上または障害者の方は日額5,000円以上)の方は被扶養者として認定できません。

年間収入	130万円 ÷ 12カ月 ÷ 30日 = 3,611.11円 (3612円未満)
※60歳以上の方などの年間収入	180万 ÷ 12カ月 ÷ 30日 = 5,000円未満

16. 求職申込年月日	17. 認
040104	
19. 基本手当日額	20. 所
4,747	
22.. 離職前	

雇用保険受給資格者証(表面)のこの欄をご確認ください。

○被扶養者が日額3,612円を超えて失業給付金を受給した場合は、「雇用保険受給資格者証(裏面)」に印刷される「基本手当金の認定(支給期間)の開始日から被扶養者削除となりますので、ただちに「被扶養者削除」の申請を行ってください。

※届出が遅れた場合、遡って扶養抹消となり医療費等の健保負担分を返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

処理状況						
行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数
	0622	17-XXXXXX-X		〇〇 × × ×		
		待機満了 待機満了日		040601		
		給付制限期間040602-	040901			
	0408	17-XXXXXX-X		〇〇 × × ×		
		040902-0908	7	基本手当	¥33,229-	83

基本手当が支給開始となるこの日から被扶養者削除になります。

扶養削除時の添付書類

- ①雇用保険受給資格者証の両面(支給開始日・支給金額が印字)のコピー
- ②健康保険被保険者証

(注)60歳未満の被扶養配偶者が扶養削除になった場合、国民年金第3号から第1号への種別変更手続きが必要です。

○失業給付金を受給満了になった場合、「雇用保険受給資格者証(裏面)」に「支給満了」と印字されますので、扶養認定の申請を行ってください。失業給付受給終了の翌日を扶養認定日としますが、遡及認定は1ヵ月が限度であることから、速やかに提出してください。

12	1207	17-XXXXXX-X		〇〇 × × ×		
13		041105-1129	25	基本手当	¥118,675-	
14		支給満了				

扶養認定の添付書類

雇用保険受給資格者証の両面(支給終了日が印字)のコピー

(注)60歳未満の被扶養配偶者が扶養認定になった場合、国民年金第3号届の手続きが必要です。